

2025 年 8 月 27 日

日本エイズ学会会員 各位

日本エイズ学会選挙管理委員会
委員長 今橋 真弓
副委員長 吉野 直人

一般社団法人日本エイズ学会定款及び代議員選出細則に基づき代議員選挙を行ないます。ここに 1) 被選挙人名簿、2) 投票用紙、3) 返信用封筒、4) 投票用小封筒をお送りいたします。以下の選挙実施要領に従って 9 月 22 日 (月) (必着) までにご投票下さるようお願いいたします。

【一般社団法人日本エイズ学会代議員選挙実施要領】

1. 選挙資格

次に該当する者を選挙資格者（選挙権・被選挙権保持者）とする。

（1）同封の被選挙人名簿（会員歴 5 年以上かつ前年度までの会費を納入している正会員、学生会員、2025 年 6 月現在の会員登録データを基に 50 音順で記載）に掲載されている者。

2. 投票方法

（1）投票は被選挙人名簿に掲載されている人の中から 10 名以内を選び連記する。（この時、専門分野が重ならないようにできるだけご配慮下さい。また、投票したい方に同姓同名の他の会員がいる場合には、所属を明記して特定できるようにして下さい。）

（2）同封の投票用紙に記載の上、小封筒に入れ封をし、返信用封筒（住所・氏名記入）にて返送すること。

3. 改選代議員数 168 名

（定款より抜粋）正会員及び学生会員の合計 10 名につき 1 名の割合とし、うち 90%は選挙によって選出し、残りは理事長の推薦により委嘱することができる。（端数の取扱いについては、理事会で定める。）

4. 任期 2025 年 12 月（2025 年度定時代議員総会終結後）～2027 年 11 月または 12 月予定（2027 年度定時代議員総会終結時まで）

5. 投票結果は学会誌等において公表するものとする。

6. 投票締切 2025 年 9 月 22 日（月）（必着）

7. 標記選挙に関する問い合わせは、必ず書面にて下記宛お願いいたします。異議申立については選挙管理委員会の責任のもとで審議されます。

***代議員選出細則**

1. 資格 正会員、学生会員は代議員の選挙権、被選挙権をもつ。

2. 選挙方法

(1)代議員選出のための選挙管理委員会を置く。選挙管理委員は理事長が会員の中から委嘱する。選挙管理委員は選挙権および被選挙権をもつ。

(2)選挙管理委員会は候補者名簿を作成し、会員に通知する。

(3)選挙資格者は会員歴 5 年以上かつ前年度までの会費を納入している正会員および学生会員とする。

(4)代議員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

(5)選挙は無記名投票による。票同数のときは抽選とする。

〒112-0002 東京都文京区小石川 4-13-18 株式会社微生物科学機構内
日本エイズ学会選挙管理委員会

E-mail : biseibutsu-com@umin.ac.jp

FAX : 03-6231-4035